

お客様各位

平成 29 年 7 月

## インドへの輸入貨物の規則変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、インドでは7月1日から、物品サービス税（GST）が導入されます。これに伴い、インド政府は輸出入クリアランスに関する新たな規定を発表しました。インドへの輸出入の際は、以下の点をご確認下さい。

敬具

記

在インドのシッパー及び荷受人は貨物扱いのシップメントのクリアランスの前に追加のデータを提出することになります。

1. 物品サービス税の支払いでクレジット利用を希望する在インドの輸入者及び輸出者は、GSTIN（物品サービス税 ID ナンバー）を取得してください。
2. 物品の輸出入を行う前に、輸送業者、通関業者に対しても、この GSTIN を提出する必要があります。
3. 課税について
  - a) INR 10,000 までの「サンプル」は、これまで通り免税となります。サンプルの内容物は正確に記載してください。
  - b) ギフトには物品サービス税が課税される見通し。
4. AWB とインボイス上に正確な郵便番号を記載して下さい。

物品サービス税に関する詳細は下記のウェブサイトをご参照下さい。

[www.cbec.gov.in/htdocs-cbec/gst/index](http://www.cbec.gov.in/htdocs-cbec/gst/index)

今回の物品サービス税導入は、インドの税制の中でも大きな変革ですので、今後数週間にわたって修正が行われる可能性があります。輸入者側と発送者側の連絡連携が重要になります。

本件につきましてご不明な点などございましたら、担当セールスマンもしくはカスタマーサービス（03-3522-1555）までご連絡をお願い致します。

以上